

## 学校法人翔英学園一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

学校法人翔英学園は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2 課題

・女性事務職員の女性割合に比して管理職（課長職以上）の女性割合が低い。

### 3 目標

・事務職員の女性割合を 40%以上にする。

・事務管理職に占める女性割合を 20%以上にする。

### 4 取組内容と実施時期

#### (1) 女性活躍推進のため

① 令和 4 年 4 月～ 管理職として相応しい女性職員を採用する。

② 令和 5 年 4 月～ 意欲と能力のある職員を積極的に登用する。

### ○ 女性の活躍に関する状況の情報（令和 3 年 4 月 1 日現在）

事務の労働者に占める女性労働者の割合	38.5%
事務管理職に占める女性労働者の割合	0%